### 平成23年度高年齢者雇用開発コンテスト実施要綱

#### 1 目的

わが国においては、2012 年から団塊の世代が 65 歳に到達しはじめ、現在既に主要国で最も高い水準にある 65 歳以上人口の割合は、2013 年には約 25%、2025 年には約 30%、2050 年には約 40%と急激に上昇していくと見込まれる。一方、社会を支える生産年齢人口は毎年  $70\sim80$  万人減少しており、2012 年から 2014 年にかけては 110 万人ずつ減少することとなる。

このような生産年齢人口の減少の本格化と一層の高齢化が同時進行する時代に、 経済・社会の活力を維持し、安心・安定した生活を実現するためには、あらゆる人 が意欲と能力に応じて働き、社会の支え手となる「全員参加型」社会を構築する必 要があり、特に高齢労働者の活躍の場の拡大が課題となっている。

そのためには、高年齢者の雇用環境の整備を促進し、希望者全員が65歳まで、さらには実情に応じて65歳を超えて70歳あるいは年齢に関わりなく働き続けることのできる制度の一層の普及を図ることが重要である。

このため、高年齢者がいきいきと働くことのできる職場環境にするために企業等が行った創意工夫の事例を募集し、優秀事例について表彰するとともに、国民及び企業に広く周知することにより、わが国における高年齢者雇用の推進に資することとする。

### 2 主催

厚生労働省

独立行政法人高龄 · 障害者雇用支援機構

#### 3 概要

(1) 募集テーマ

高年齢者がいきいきと働くことのできる職場環境にするために企業等が創意工夫を 行った以下に掲げる事例を募集する。

- ① 人事・賃金管理、組織改編等、制度に関する改善
- ② 新しい職場での就業、新たな技能の習得等を容易にするための教育訓練、高年齢 者による若年者への技能継承など能力開発に関する改善
- ③ 作業方法、作業設備・機器、治工具類等の整備・改善
- ④ 高年齢者雇用のための新たな職場や職務の創出
- ⑤ ワークシェアリング等による働き方の工夫
- ⑥ 70歳まで働ける場の確保を行った改善等
- ⑦ 高年齢者向けの健康管理・安全衛生管理・福利厚生等に関する改善、高年齢者の モチベーション向上のための工夫、その他の改善
- ⑧ 高年齢者と障害者がともに働きやすい職場とするための①~⑦に関する改善等
- (2) 応募方法

- ① 指定の応募様式に記入又は入力の上、紙媒体もしくは電子媒体で提出する。また、 写真、図、イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付する。
- ② 応募する改善事例については、上記募集テーマ①~⑧の全部又は一部とする。
- ③ 応募様式は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。) 地域障害者職業センター雇用支援課(東京、大阪は支援業務課)(以下「各都道府 県高齢・障害者雇用支援センター」という。)において紙媒体又は電子媒体で配布 する。また、機構のホームページからも入手可能とする。

### (3) 応募資格

- ① 原則として、「企業」又は「事業所」からの応募とする。
- ② 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこと、かつ、その他の 法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- ③ 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入しており、高年齢者が能力を十分に発揮しいきいきと働くことのできる職場環境にするために創意工夫がなされている企業等であって、次のいずれかに該当するもの。
  - (i) 65 歳を超える従業員1名以上が実際に就業している企業等
  - (ii) 70歳まで働ける場を確保している企業等
- (4) 応募締切日

平成23年6月30日(木)

(5) 提出先

機構の各都道府県高齢・障害者雇用支援センターへ提出する。

- (6)賞
  - ① 厚生労働大臣表彰

最優秀賞 1編 優秀賞 2編 特別賞 3編

② 独立行政法人高龄·障害者雇用支援機構理事長表彰

優秀賞若干編部門別賞若干編奨励賞若干編努力賞若干編

(7)審査

審査委員会を設置し、審査する。

### 4 その他

(1)募集の周知

募集の周知は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク、機構において、実施 要綱等の配付や各種広報誌・ホームページ等への掲載、報道発表等により行う。

(2) 応募の勧奨

都道府県労働局、ハローワーク、機構が連携し、事業主に対する応募の勧奨に努める。

# (3) 入賞企業等の発表等

入賞企業等は、平成23年10月上旬を目処に厚生労働省において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ厚生労働省または機構より通知する。また、同月中に表彰式を行う。

# (4) 著作権等

応募した文書の著作権及び使用権は、主催者に帰属するものとし、応募事例は、厚 生労働省、都道府県労働局、ハローワーク、機構による啓発活動において活用する。